

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付Q & A

【 暫定利用の場合 】

Q 1) 新規、区分変更、更新遅れ等で要支援・要介護度が確定していない状況
だが、暫定で用具の利用を開始する場合、例外給付申請はいつ行うのか。

A 1) 認定結果が「軽度」（=例外給付対象）と想定して暫定利用する
場合は、貸与開始前に以下①～④の順に手続が必要となります。

- ①医学的所見の確認
- ②サービス担当者会議の開催
- ③暫定プランの作成
- ④保険者へ暫定利用する旨の連絡**

※貸与開始前に適切に上記①～③を行っていた場合でも、④保険者への連絡が漏れていた場合、遡って給付対象と認めることはできません。

※要支援・要介護度が確定しない状況の中、貸与を開始する場合は介護度に関わらず暫定プランの作成が必要です。（末期がん等の方で、介護サービスの利用について急を要する場合についても、厚生労働省老健局老人保健課発出の平成22年4月30日付け事務連絡のとおり、暫定プランの作成が必要となっていますので、省略せずに適切に対応して利用ください。）

Q 2) 新規、区分変更、更新遅れ等で要支援・要介護度が確定しない状況で、「軽度」ではない（=例外給付対象ではない）と想定して暫定で用具を利用していたが、結果が想定と異なり「軽度」（=例外給付対象）となった場合はどうすれば良いか。

A 2) 結果を確認し次第、まずは速やかに保険者へ状況を連絡してください。
その後、医学的所見の確認等、例外給付申請手続を進めてください。
適切に手続がとられていれば、貸与開始日に遡って給付対象として認めます。

※「軽度」ではないと想定していたことの確認のため、暫定プラン及びプラン策定に係るサービス担当者会議の記録も提出してください。

Q 3) 更新結果が「軽度」（=例外給付対象）となったが、まだ新しい認定期間は始まっておらず、新しい認定開始日に区分変更申請を行う場合、例外給付申請はいつ行うのか。

A 3) 暫定の取扱いとなります。Q 1・2を参照してください。

【認定の更新が遅れた場合の手続】

Q 4) 更新申請中だった利用者の認定結果が出るのが遅れ、認定有効期間終了の間際に結果が出た。継続して福祉用具の利用が必要だが、あと数日で新しい認定有効期間が開始となるため、例外給付申請が間に合わない場合はどうすればよいか。

A 4) 認定が遅れることが分かったら、新しい認定有効期間が開始する前に、速やかに保険者へ状況を連絡してください。

※原則として、新しい認定有効期間が開始する前に保険者への連絡があれば、新しい貸与開始日に遡って給付対象として認めます。

※認定の更新結果が例外給付に該当すると想定される場合は、更新申請日以降に医学的所見の確認を先に行っておく等、余裕をもって手続を進めてください。

※更新結果が出るのが認定有効期間終了後になる場合は、暫定利用の手続が必要ですので、Q 1・2を参考してください。

【医学的所見の確認】

Q 5) 医学的所見の確認に時間がかかり、貸与開始前に例外給付申請ができないかもしないが、どうすれば良いか。

A 5) 厚生労働省が定める医師の医学的所見による判断基準、どのような状態像で必要性があるか) を直接確認できるのであれば、聴き取りでも可能ですが、必ず、医師名、聴取日、聴取内容を含め、医学的所見の根拠となる書面に記録してください。
上記を聴き取りで行った場合、担当者会議の要点に含めて、記載されても可能です。

※例外給付の確認申請書は、担当ケアマネージャーにより作成する書類ですので、医師が直接書かなければならぬ項目はありませんので、医学的所見の確認は、直接確認する必要がありますが、方法は問いませんので、適宜、行ってください。

【 サービス担当者会議 】

Q 6) 医学的所見の確認前に開催したサービス担当者会議は有効か。

A 6) 認められませんので、ご注意ください。

医学的所見を確認した後に再度開催してください。

※例外給付の適否を判断するにあたり、サービス担当者会議にて医学的所見をふまえた必要性の検討が適切に行われているかを確認しています。

【 居宅（介護予防）サービス計画 】

Q 7) 提出する居宅（介護予防）サービス計画については、本人同意欄の記入がなくても良いか。

A 7) 問題ありません。

利用する用具について、ケアプラン上に適切に位置づけられているか否かを確認しています。

【 対象用具について 】

Q 8) 付属品のみ利用したい場合も例外給付申請が必要か。

A 8) 車いす本体や特殊寝台本体を先に利用している場合で、同じ品目の付属品を追加で利用したい場合は、申請の必要はありません。

本体を自費購入している対象者が付属品を利用したい場合は、通常の例外給付申請と同様に手続をとってください。

※なお、給付対象となる付属品は「本体と一体的に使用されるものに限る」ので、本体の利用がない状況で付属品のみを利用する場合は給付対象外です。

申請の際は、本体と一体的に利用する状況が分かるように、サービス担当者会議の要点やプランの記載を工夫してください。

事業所間でよく引き継ぎを行ってください。

【 有効期間 】

Q 9) 例外給付申請をして保険者から給付対象として確認を受けた場合、確認期間はいつまでか。

A 9) 今の認定の有効期間終了日になります。
以下の場合は改めて手続が必要です。

① 更新結果が軽度に該当する場合

→ 更新後の新しい認定期間が開始する前に申請書を提出してください。

※同じ用具の貸与を継続する場合や、更新結果がその前の期間の要支援・要介護度と変更がなかった場合でも手続が必要です。

② 有効期間の途中で区分変更申請をし、要支援・要介護度の変更があった場合で、軽度に該当する場合

→ 認定結果を軽度と想定するならば、暫定プラン作成後に保険者に連絡が必要です。
詳しくはQ 1・2を参照してください。

※却下（要支援・要介護度の変更なし）の場合は認定の有効期間に変更がないので、手続不要です。

【 その他 】

Q 10) 申請を失念していたが、遡及して認められるか。

A 10) 認められません。

速やかに例外給付申請の手続を行ってください。

医学的な所見を確認後の担当者会議の開催日に即日書類を提出できない場合、担当者会議の開催が終わった時点で、保険者へ連絡してください。
提出書類の内容から貸与が適切であると判断された場合は、連絡日より給付対象として認めます。

※状況により給付費を返還していただく場合があります。

過去にも返還の事例がありますので、手続が漏れないよう十分にご注意ください。

Q 11) 担当の居宅介護支援事業所や福祉用具貸与事業所に変更があった場合は、貸与用具に変更がなくても再度申請が必要か。

A 11) 不要です。

事業所間でよく引き継ぎを行ってください。